

第五号の五様式

有価証券届出書

(略)

(記載上の注意)

(1)~(3) (略)

(削る)

(4) (略)

(5) 届出の対象とした募集(売出)外国資産信託流動化受益証券の金額

a・b (略)

(6)~(12) (略)

(13) 財務書類

a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府第3条に規定する監査報告書をいう。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)は該当する財務書類に添付すること。

b~d (略)

(14)~(25) (略)

第五号の五様式

有価証券届出書

(略)

(記載上の注意)

(1)~(3) (略)

(4) 署名

代理人が法人である場合には、その代表者が署名すること。

(5) (略)

(6) 募集(売出)外国資産信託流動化受益証券の金額

a・b (略)

(7)~(13) (略)

(14) 財務書類

a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府第3条に規定する監査報告書をいう。)又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)は該当する財務書類の直前に添付すること。

b~d (略)

(15)~(26) (略)